

被扶養者資格調査の手順

1	送付書類の確認をしてください。
	<ul style="list-style-type: none">健康保険の被扶養者資格調査について / 被扶養者資格調査回答書（両面）被扶養者資格調査の手順 / 被扶養者チェックシート（両面・この用紙）被扶養者資格調査回答書の記入例 / 被扶養者資格認定基準【別居用】（両面）返信用封筒
2	「被扶養者資格調査回答書」に現在の状況を記入してください。
	<ul style="list-style-type: none">記入漏れが無いようにお願いします。調査対象者がすでに被扶養者から削除されている場合は、回答書にその旨を記入し、提出してください。
3	調査対象者の【必要添付書類】を「被扶養者チェックシート」で判断してください。
	<ul style="list-style-type: none">「被扶養者チェックシート」はこの用紙の裏面にあります。
4	【必要添付書類】をそれぞれ入手し、被扶養者資格調査回答書に添付してください。
	<ul style="list-style-type: none">【必要添付書類】は、回答書の裏面にホチキス止めしてください。書類取り寄せにかかる費用等は、各自で負担してください。市区町村によっては、土・日曜日、祝日も窓口が開いている場合があります。
5	期日までに、同封の返信用封筒にて社内メール便、又は、郵便ポストへ投函してください。
	<ul style="list-style-type: none">提出先：アイシン健康保険組合 扶養調査担当提出期限：平成27年7月10日（金）社内メール便で提出の場合も、返信用封筒をそのまま使用してください。
6	調査の結果、扶養資格基準を満たしていない方には、連絡いたしますので、扶養取り消しの手続きをしてください。
	<ul style="list-style-type: none">扶養資格基準を満たしている方へのご連絡は省略させていただきます。

《参考》

■『収入』の考え方

- 収入とは、税金等を引かれる前の総支給額です。
- 給料、アルバイト料、各種年金、恩給、不動産所得、農業所得、自営業所得等の定期的な収入が該当します。（非課税の遺族年金・障害年金も収入に含みます。）

※傷病手当金・失業給付金・出産手当金を受給されている方は日額3,612円以上

（60歳以上または障害者の方は5,000円以上）の場合は被扶養者になれません。

- 退職金、譲渡所得等の一時的収入は該当しません。

■年間収入の計算方法

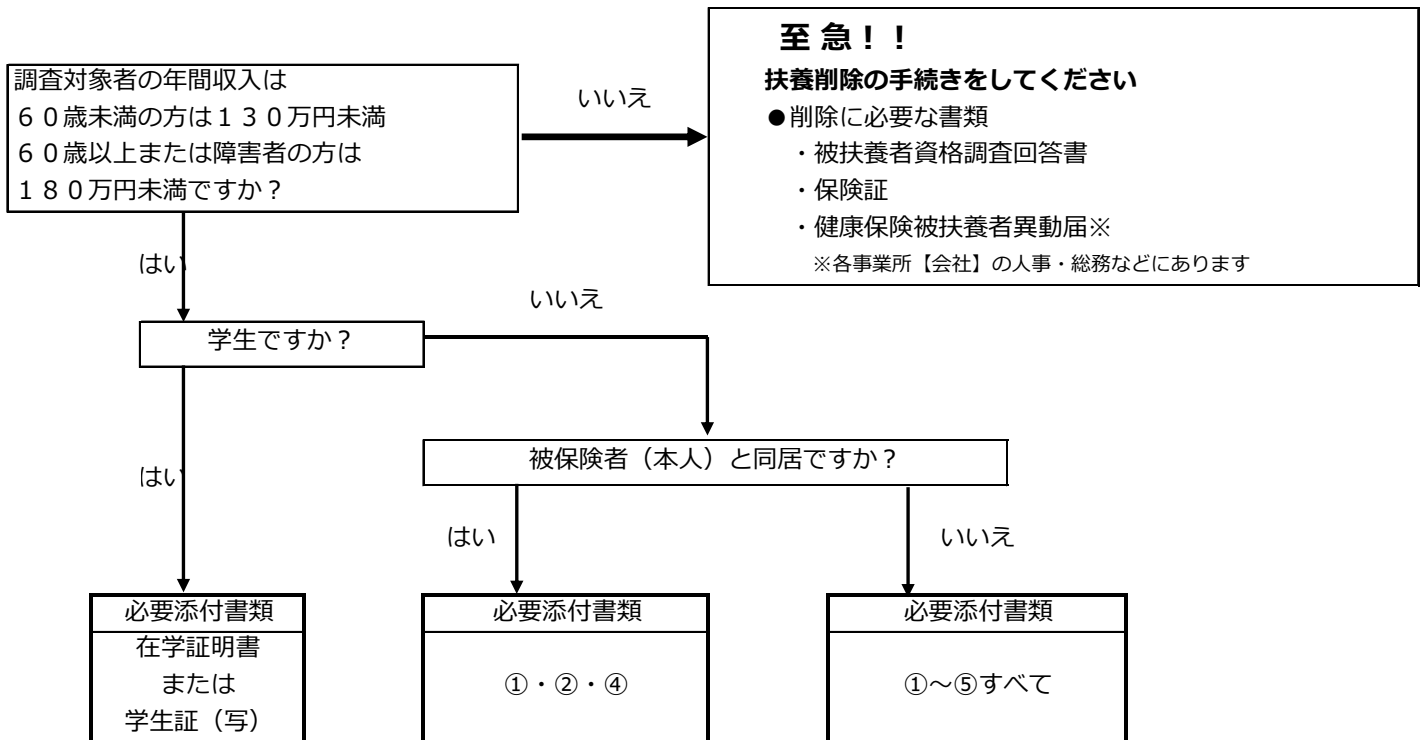
- 不動産所得・自営業所得は平成26年1月～12月の所得を年間収入とします。
- 働いている方は、現在の収入を年額に換算します。（給与明細の直近3ヶ月の平均）

■アイシン健康保険組合のホームページからも扶養調査について確認できます。

<http://www.aisin-kenpo.or.jp/>

パスワード 06230700

【被扶養者チェックシート】



◆ 必要添付書類の内容 ◆

① 調査対象者の収入が、	なし (該当するものすべて提出)	平成26年1月1日から現在まで収入なし	平成27年度（平成26年分）の『所得証明書』または『非課税証明書』 ※お住まいの市区町村役場にてお取り寄せください（手数料は自己負担） ※収入がない場合でも証明書は発行されます。
		平成26年1月1日以降退職し、現在も収入なし	退職日のわかるものを添付（写） ※離職票、退職証明書、雇用保険受給資格者証 等 いづれか
	あり	パート・アルバイト等で働いている	直近3ヶ月分の給与明細（写） 又は 平成26年分の源泉徴収票（写） ※お勤め先にて発行されます。
		年金受給者	すべての年金の『振込通知書』又は『公的年金源泉徴収票』 又は『年金改定通知書』 等（各写） ※年金事務所等で発行されるものです。 ※非課税の遺族年金・障害年金も収入です。 振込通知書などを提出ください。
	自営業・不動産所得がある	平成26年分所得税の確定申告書B（写） 平成26年分所得税青色申告決算書（写） 平成27年分（平成26年分）の『所得証明書』	} 3点すべて添付
②	被保険者（本人）世帯の『世帯全員の住民票』（続柄記載のもの）		
③	調査対象者世帯の『世帯全員の住民票』（続柄記載のもの）		
④	被保険者（本人）と、調査対象者以外で、世帯全員（18歳以上）の収入証明 ※ ①を参考に必要な書類を提出してください		
⑤	平成27年3月～5月の3ヶ月分の仕送り証明（写） ※金融機関の振込明細や通帳（写）等、証明できる振込日（送金日）が平成27年5月以前のもの（手渡し不可）		

注意事項

- ◆ 上記書類で被扶養者資格の判断がつかない場合は、別途書類の提出をお願いする場合があります。
- ◆ 書類取り寄せにかかる手数料については、個人負担ください。
- ◆ 住民票は発行日より6ヶ月以内のものに限ります。
- ◆ 条件を満たしていても、被扶養者になれない場合があります。
 - ・ 父母が対象で「被保険者世帯1人当りの収入」よりも「父母世帯1人当りの収入」が大きい場合 など